

令和 5 年度 福島支部事業計画（案）

- 令和 5 年度 福島支部の事業計画（案） . . . P 1
- 福島支部事業計画 対比表 . . . P 1 6

ご審議・ご意見いただきたい事項

- 令和 5 年度福島支部事業計画（案）についてご審議いただき、ご意見をお願いします。

令和5年度 事業計画（福島支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取り組みを進める。また、健全な財政運営に努める。</p> <p>1. 健全な財政運営</p> <p>(1) 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</p> <p>(2) 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</p> <p>(3) 各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約250万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、近年安定しているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p>2. サービス水準の向上</p> <p>(1) お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</p>

- (2) 郵送による申請を促進するための周知・広報を行う。また、退職者向けの任意継続の制度チラシと送付用封筒をセットにした「任継セット」を公的機関を中心に展開し、窓口混雑の軽減及び郵送化を図る。
- (3) 加入者等のご意見・苦情等に迅速に対応し、サービスの改善に努める。
- (4) 本部研修や支部内研修により、職員の能力・接遇レベルの向上に努める。

【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードの100%達成に努めている。なお、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加している一方、一定の職員数でサービススタンダードを遵守していくには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する必要がある。また、申請件数が、一時的に急増した場合等においては、支部内の事務処理体制を、緊急的に見直し対応する必要があり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。

■ KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする

②現金給付等の申請に係る郵送化率を97.7%以上とする

3. 限度額適用認定証の利用促進

- (1) 事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに医療機関及び薬局への申請書の設置依頼により利用促進を図る。

4. 現金給付の適正化の推進

- (1) 標準化された業務プロセスを徹底し、審査業務を正確かつ迅速に行う。
- (2) 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、「傷病手当金と年金の併給調整に係る事務手順書」に従い、事務処理を確実に行う。
- (3) 不正の疑いのある事案については、重点的な審査（事業主への立入検査等）を行うとともに、支部の保険給付適正化PTにおいて事案の内容を精査し、厳正に対応する。
- (4) 柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費について、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回、長期かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請又は負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と

呼ばれる過剰受診の適正化を図るため、加入者に対する文書照会や施術者に対する注意書の発行等を強化する。
(5) 不正の疑いがある事案は厚生局への情報提供を行い、療養費の適正化を図る。

■ KPI : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする

5. 効果的なレセプト点検の推進

(1) レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用した効率的な点検による査定率向上及び高額査定事例の共有化点検分野・領域の更なる拡大を図り、レセプト内容点検の質的向上に取り組む。また、社会保険診療報酬支払基金の審査支払新システムにより、コンピュータチェックで完了するレセプトと目視等による審査が必要なレセプトとの振り分けが行われること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）を優先的かつ重点的に審査するなど、効果的かつ効率的なレセプト点検を推進する。

【困難度：高】

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた※。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

※電子レセプトの普及率は98.7%（2021年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

■ KPI : ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする
（※） 査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額
②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

6. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

(1) 保険証未回収者に対しては保険証回収不能届による電話催告及び日本年金機構の資格喪失処理後、早期に協会けんぽから返納催告を行う。また、保険証未回収者及び喪失後受診による返納金の発生者が多い事業所に対する電話催告

及び広報等の取り組みを強化し、保険証の資格喪失届への添付及び早期返納の徹底を周知する。

- (2) 返納金債権の早期回収に取り組むとともに、各種催告、弁護士名による催告、保険者間調整の積極的な実施、及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

【困難度：高】

電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にある。今後、電子申請による届出※1が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

また、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整※3が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

※1 社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。

※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。

※3 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）

- KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
- ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。

7. 被扶養者資格の再確認の徹底

- (1) マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を行う。
- (2) 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- (3) 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.0%以上とする

8. オンライン資格確認の円滑な実施

オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバーカード登録促進のための周知等を行う。

【重要度：高】

オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。

9. 業務改革の推進

- (1) 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- (2) 職員の意識改革促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と実践の徹底により、生産性の向上を推進する。
- (3) 新業務システム（令和5年1月に導入）の効果を最大化するために、新たな業務フローを踏まえた柔軟かつ最適な事務処理体制等の整備を推進する。

【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

10. 震災に対する協会けんぽ業務取扱いに基づく関連業務の実施

- (1) 健康保険一部負担金免除証明書の迅速な発行を行う。
- (2) 医療機関等への健康保険一部負担金免除証明書の確認に関する周知を行う。
- (3) 健康保険一部負担金還付金の迅速な支給決定を行う。
- (4) 東日本大震災に伴う自己負担相当額還付金（生活習慣病予防健診、特定健康診査）の迅速な支給決定を行う。

<p>2. 戦略的保険者機能関係</p>	<p>1. データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <p>（1）特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <p>A. 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：269,130人）</p> <p>（a）生活習慣病予防健診 受診率 62.0% （受診見込者数：166,860人）</p> <p>（b）事業者健診データ 取得率 11.8% （取得見込者数：31,757人）</p> <p>B. 被扶養者（受診対象者数：67,350人）</p> <p>（a）特定健康診査 受診率 42.5% （受診見込者数：28,556人）</p> <p>C. 健診の受診勧奨対策</p> <p>（a）生活習慣病予防健診未受診事業所、新規適用事業所に対する受診勧奨を健診実施機関に委託する。</p> <p>（b）主に上記（a）の勧奨時に使用する支部独自の内容を盛り込んだ視認性の高い冊子を作成する。</p> <p>（c）生活習慣病予防健診実施機関の少ない県南及び相双地域において、集合型バス健診を実施する。</p> <p>（d）県や労働局との三者連名文書による事業者健診データの取得勧奨を外部委託機関で実施するとともに、健診機関へのデータ提供勧奨・進捗管理を保健グループ内で徹底し、確実にデータを取得する。</p> <p>（e）健診推進経費を活用し、事業者健診データの早期提供を健診機関に促す。</p> <p>（f）新規被扶養者に対する受診勧奨のため、視認性の高い広報媒体を作成する。</p> <p>（g）各市町村の集団健診日程終了後に、ダイレクトメールにより残された受診機会（施設健診等）の案内を行う。</p> <p>（h）福島県内13市と連携し、がん検診と特定健診の同時受診促す広報媒体を作成する。</p> <p>（i）市町村集団健診と重ならない時期に、公民館等で支部独自健診を実施する。また、加入者の興味を引く「オプション健診」を付加することで受診率の向上を図る。</p> <p>（j）市町村ホームページへの、協会けんぽ加入者向けの受診方法等の掲載を依頼する。</p> <p>（k）LINE公式アカウントにより、キャラクターを活用した分かりやすく親しみやすい内容での健康情報とタイムリーな健診情報等の配信で、健康意識及び受診意欲の向上を図る。</p> <p>また、各種広報や関係機関への依頼等により登録者数の増加を図る。</p>
----------------------	---

(1) 総合工事業をはじめとする健康課題が多い業態の業界団体に対し、会員への周知広報や受診勧奨について、訪問等による協力依頼を行う。

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値(65%)が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第3期特定健康診査等実施計画の当初の見込みを超過して大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

- KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を 62.0%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を 11.8%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診実施率を 42.5%以上とする

(2) 特定保健指導の実施率の向上

A. 被保険者(特定保健指導対象者数：40,500人)

(a) 特定保健指導 実施率 38.7%(実施見込者数：15,675人)

(内訳) 協会保健師実施分 25.4%(実施見込者数：10,289人)

アウトソーシング分 13.2%(実施見込者数：5,386人)

B. 被扶養者(特定保健指導対象者数：2,688人)

(a) 特定保健指導 実施率 6.5%(実施見込者数：175人)

C. 保健指導の受診勧奨対策

(a) 生活習慣病予防健診と一緒に特定保健指導を実施できる機関との新規契約を進める。

(b) 健診と併せた特定保健指導実施を事業所や加入者向けに周知する広報物を作成し、当日保健指導の利用促進を図る。

(c) 特定保健指導実施機関会議を開催し、初回面談数増加及び保健指導の質の向上を促す。

- (d) 健診機関による特定保健指導の課題解決を行い月次進捗管理の徹底を図る。
- (e) 情報通信技術（Web会議システム）を活用した遠隔による特定保健指導を実施することにより、対象者の利便性の向上を図る。
- (f) 支部独自健診会場における健診当日の被扶養者特定保健指導を健診実施機関もしくは支部保健師において実施する。また、同会場における後日の特定保健指導も企画する。
- (g) 被扶養者に対し支部窓口で行う特定保健指導を、対象者の希望日時で幅広く実施する。
- (h) 腹囲が基準値付近で特定保健指導未実施の者等に対し、自発的な活動を促すダイレクトメールを送付することで特定保健指導の対象者減少を図る。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第3期特定健康診査等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

- KPI：①被保険者の特定保健指導の実施率を38.7%以上とする
- ②被扶養者の特定保健指導の実施率を6.5%以上とする

(3) 重症化予防対策の推進

A. 未治療者に対する受診勧奨

- (a) 保健師による特定保健指導の事業所訪問時に、その他保健事業として重症域の対象者への指導、受診勧奨を行う。
- (b) 二次勧奨対象者に対し、個人のリスク等を記載した個別性の高い勧奨文書を作成し、効果的な受診勧奨を行う。また一次勧奨対象者に対し、リマインド通知を送付する。
- (c) 二次勧奨で保健師による訪問及び電話勧奨を行う。

- (d) 健診結果に同封できる症状別のチラシを作成し、健診実施機関で活用いただくことで早期受診に繋げる。
また、ホームページにも掲載し加入者へも広報する。
- (e) 医療機関への受診や保健指導が必要な者に対し、事業所担当者が対象者に対する説明時に活用できる広報資材を作成し、健康宣言事業所を中心に展開する。
- B. 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業
かかりつけ医と連携した糖尿病性腎症重症化予防の個別指導と「慢性腎臓病（CKD）予防連携システム」の運用を実施する。
- C. 生活習慣病予防健診の対象者のうち、特定保健指導の対象とならない40歳未満で健康課題が多い者に対し、行動変容を促す効果的な通知を発行する。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上とする

(4) コラボヘルスの推進

健康事業所宣言の取り組み支援の体制強化による質の確保と、関係機関と連携した宣言事業所数の拡大に努め、宣言事業所に対するフォローアップの強化を図る。

- A. 宣言事業所に対し取り組み支援として、関係団体と連携したセミナー講師派遣を行うことに加え加入者の健康意識の向上、意識醸成を目的として出前講座の提供、レンタル健康機器の貸出及び支部で保有する健康づくりに関するDVDの貸出を行う。また、健康づくりに積極的な事業所の取組内容を掲載した広報物を作成、配布し職場の健康づくりの底上げを図る。
- B. 「令和5年度ふくしま健康経営優良事業所」及び「経済産業省の健康経営優良法人2024」の認定を目指す宣言事業所に対し取り組み支援を行う。
- C. 全宣言事業所に対して「事業所健康度カルテ」の発行を行い、意識醸成を図る。なお、10人以上の健診受診者のいる

事業所については順位付けしたものとする。また、健康事業所宣言にエントリーしていない健康保険委員事業所への配布により宣言事業所数の増加を図る。

- D. 県認定制度「ふくしま健康経営優良事業所」の広報をとおした認定制度の普及、関係団体と連携した健康経営の普及を図る。
- E. 健康課題の多い地域については、中長期的な取り組みが必要であることから、県や自治体、保険者協議会等との協働による事業施策の検討を行う。
- F. 健康づくりの取り組みをより効果的に実施するため、既存の宣言事業所についても基本モデルに沿ったものとするよう切り替えを進める。

【重要度：高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

■ KPI：健康宣言事業所数を 2,070 事業所（※）以上とする

（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

2. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

本部作成の広報基本方針及び令和 6 年度広報計画に基づき、支部広報計画を策定する。

(1) 広報活動による理解促進

各種広報ツールを効果的に活用した広報活動を展開し、理解促進を図る。

- A. メールマガジンによるタイムリーな情報提供を実施する。
- B. ホームページの利用数を高め広く加入者の周知に努める。
- C. 各種研修会やアンケート等により、加入者・事業主の要望を踏まえた取組に努める。
- D. 適正な届出・医療機関の適切な利用等、健康保険事業の円滑な実施を図るため広く加入者への積極的な広報の実施に努める。

- E. メディアを活用し、より多くの加入者への情報提供に努める。
- F. 健康の理解促進を図るために五校の小学校において健康教室等を開催する。
- G. 加入者・事業主、健康保険委員等に幅広く情報発信をするため全支部共通広報資材（動画、パンフレット等）を積極的に活用した広報を行う。
- H. 令和5年度より本格的に実施する生活習慣病予防健診の自己負担の軽減等の「更なる保健事業の充実」について、引き続き、様々な広報機会を活用し、広報を行う。

（2）健康保険委員を通じた理解促進

- A. 全支部共通広報資材等による情報提供を通じ、健康保険事業、協会けんぽの財政状況、健康づくり等について加入者、事業主の理解促進に努める。
- B. 関係団体（年金事務所等）と連携した講習会を開催する。
- C. 健康保険委員の表彰を通じ、広く活動の周知を行う。
- D. 効果的な勧奨を行い委嘱数拡大に努める。

■ KPI:全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を51.8%以上とする

3. ジェネリック医薬品の使用促進

- （1）ジェネリックカルテ等を活用し、阻害要因を分析・検証のうえ、更なる使用促進に向けた施策の検討を行う。
- （2）県担当部局、関係機関等と連携し、医療機関・調剤薬局に対して各種協議会やタウンミーティング等を活用した情報提供・意見発信を行う。
- （3）個別の医療機関・調剤薬局に対して見える化ツールを活用し、効果的なアプローチを行う。
- （4）ジェネリック医薬品軽減額通知を送付する。
- （5）加入者への啓発広報、希望シールを配布する。
- （6）医療機関の窓口負担免除対象者に対し、保険料負担の軽減につながる旨のチラシを作成し、免除証明書に同封のうえ送付する。
- （7）ジェネリック医薬品の使用を特に促進したい加入者層へ啓発広報物を配布する。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

【困難度：高】

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、ジェネリック医薬品の使用促進のための医療機関及び薬局への訪問・説明が困難になるなど予断を許さない状況である。また、一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続している。このように、コロナ禍や医薬品の供給不足など、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を対前年度以上とする

（※）医科、DPC、歯科、調剤

4. インセンティブ制度の着実な実施

- （1）制度について広報媒体を活用し、事業所、加入者に対して広く丁寧な周知を行う。
- （2）令和 4 年度の実施結果を迅速に検証し、その後の施策の検討を行うことにより、上位 1/3 の支部に入ることを目指す。

5. 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

- （1）関係団体や各種調整会議等において医療費データ等を活用した効果的な意見発信を行う。
- （2）他保険者と連携した調査分析の実施を行う。
- （3）医療に係る分析結果について、加入者や事業主へ情報提供を行う。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想の PDCA サイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。

■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

6. 調査研究の推進

- (1) データを活用した分析を実施し、その研究成果を学会等で発表するなどの意見発信を行う。また、研究成果を活用し、中長期での具体的な事業の検討を行う。
- (2) 福島県版健康データベース事業による分析結果を活用した事業運営の実施を検討する。

【重要度：高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

【困難度：高】

医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関する高度な知識が求められる。また、外部有識者の研究提案の採択や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。

<p>3. 組織・運営体制関係</p>	<p>1. 人事制度の適正な運用</p> <p>(1) 保険者機能強化を図るために企画業務の強化を図る。</p> <p>(2) 事務の効率化を目的とした山崩し方式の定着化と実践の徹底を図る。</p> <p>2. 人事評価制度の適正な運用</p> <p>研修等により人事評価制度の理解を深め、目標設定や結果評価等の適正な運用に努める。</p> <p>3. OJTを中心とした人材育成</p> <p>(1) 「OJT (On the Job Training)」を中心に「集合研修」「自己啓発」を組み合わせることで、関係機関との調整・協働、適切な意見発信などができる人材育成に努め、組織基盤の底上げに努める。</p> <p>(2) 職員一人ひとりが成長意欲を持ち、日々の業務を通じて職員を育てる組織風土の醸成に努める。</p> <p>4. 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <p>(1) 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。参加が予想される業者に広くPRを行う等周知に努める他、十分な公告期間や履行期間の確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。また、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。</p> <p>(2) 職員に対してコスト意識の徹底を図り、経費節減に努める。</p> <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする</p> <p>5. コンプライアンスの徹底</p> <p>(1) 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。</p> <p>(2) 年2回のコンプライアンス委員会の定期開催に加え、必要な都度、委員会を開催してコンプライアンスに係る取組みの検討、審議等を行うことにより、コンプライアンスの更なる推進を図る。</p>
---------------------	--

6. リスク管理

大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。また、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制の構築に努める。

福島支部事業計画 対比表

令和5年度	令和4年度
<p>I. 基盤的保険者機能関係</p> <p>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取り組みを進める。また、健全な財政運営に努める。</p> <p>1. 健全な財政運営</p> <p>(1) 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</p> <p>(2) 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</p> <p>(3) 各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。</p> <p>2. サービス水準の向上</p> <p>(1) お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</p> <p>(2) 郵送による申請を促進するための周知・広報を行う。また、退職者向けの任意継続の制度チラシと送付用封筒をセットにした「任継セット」を公的機関を中心に展開し、窓口混雑の軽減及び郵送化を図る。</p> <p>(3) 加入者等のご意見・苦情等に迅速に対応し、サービスの改善に努める。</p> <p>(4) 本部研修や支部内研修により、職員の能力・待遇レベルの向上に努める。</p>	<p>I. 基盤的保険者機能関係</p> <p>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取り組みを進める。また、健全な財政運営に努める。</p> <p>1. 健全な財政運営</p> <p>(1) 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</p> <p>(2) 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</p> <p>(3) 各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。</p> <p>2. サービス水準の向上</p> <p>(1) お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</p> <p>(2) 郵送による申請を促進するための周知・広報を行う。また、退職者向けの任意継続の制度チラシと送付用封筒をセットにした「任継セット」を公的機関を中心に展開し、窓口混雑の軽減及び郵送化を図る。</p> <p>(3) 加入者等のご意見・苦情等に迅速に対応し、サービスの改善に努める。</p> <p>(4) 本部研修や支部内研修により、職員の能力・待遇レベルの向上に努める。</p>

令和5年度	令和4年度
<p>【KPI】</p> <p>①サービススタンダードの達成状況を100%とする。</p> <p>②現金給付等の申請に係る郵送化率を97.7%以上とする。</p> <p>3. 限度額適用認定証の利用促進</p> <p>(1) 事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに医療機関及び薬局への申請書の設置依頼により利用促進を図る。</p> <p>(2) 国のオンライン資格確認の仕組みについて、積極的に周知を図る。</p> <p>4. 現金給付の適正化の推進</p> <p>(1) 標準化された業務プロセスを徹底し、審査業務を正確かつ迅速に行う。</p> <p>(2) 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、「傷病手当金と年金の併給調整に係る事務手順書」に従い、事務処理を確実に行う。</p> <p>(3) 不正の疑いのある事案については、重点的な審査（事業主への立入検査等）を行うとともに、支部の保険給付適正化PTにおいて事案の内容を精査し、厳正に対応する。</p> <p>6. 柔道整復施術療養費等における照会業務の強化</p> <p>(4) 柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費について、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回、長期かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請又は負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診の適正化を図るため、加入者に対する文書照会や施術者に対する注意書の発行等、及び適正受診の啓発を強化する。</p> <p>(2) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会など、審査手順の標準化を推進</p>	<p>【KPI】</p> <p>①サービススタンダードの達成状況を100%とする。</p> <p>②現金給付等の申請に係る郵送化率を97.6%以上とする。</p> <p>3. 限度額適用認定証の利用促進</p> <p>(1) 事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに医療機関及び薬局への申請書の設置依頼により利用促進を図る。</p> <p>(2) 国のオンライン資格確認の仕組みについて、積極的に周知を図る。</p> <p>4. 現金給付の適正化の推進</p> <p>(1) 標準化された業務プロセスを徹底し、審査業務を正確かつ迅速に行う。</p> <p>(2) 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、「傷病手当金と年金の併給調整に係る事務手順書」に従い、事務処理を確実に行う。</p> <p>(3) 不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、支部の保険給付適正化PTを効果的に活用し、事業主への立入検査を積極的に行う。</p>

令和5年度	令和4年度
<p>する。</p> <p>(5) 不正の疑いがある事案は厚生局への情報提供を行い、療養費の適正化を図る。</p> <p>【KPI】 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。</p> <p>5. 効果的なレセプト点検の推進</p> <p>(1) レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用した効率的な点検による査定率向上及び高額査定事例の共有化 点検分野・領域の更なる拡大を図り、レセプト内容点検の質的向上に取り組む。</p> <p>また、社会保険診療報酬支払基金の審査支払新システムにより、コンピュータチェックで完了するレセプトと目視等による審査が必要なレセプトとの振り分けが行われること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）を優先的かつ重点的に審査するなど、効果的かつ効率的なレセプト点検を推進する。</p> <p>【KPI】</p> <p>① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について前年度以上とする。</p> <p>② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする。</p> <p>(2) レセプト資格点検・外傷点検を的確に行い、給付の適正化を図る。</p>	<p>5. 効果的なレセプト点検の推進</p> <p>(1) レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用した効率的な点検による査定率向上及び高額査定事例の共有化 点検分野・領域の更なる拡大を図り、レセプト内容点検の質的向上に取り組む。</p> <p>【KPI】</p> <p>① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について前年度以上とする。</p> <p>② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする。</p> <p>(2) レセプト資格点検・外傷点検を的確に行い、給付の適正化を図る。</p>

令和5年度	令和4年度
<p data-bbox="174 212 667 244">【4. 現金給付の適正化の推進】に統合</p> <p data-bbox="174 890 1088 962">6. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進</p> <p data-bbox="174 986 1111 1209">(1) 保険証未回収者に対しては保険証回収不能届による電話催告及び日本年金機構の資格喪失処理後、早期に協会けんぽから返納催告を行う。また、保険証未回収者及び喪失後受診による返納金の発生者が多い事業所に対する電話催告及び広報等の取り組みを強化し、保険証の資格喪失届への添付及び早期返納の徹底を周知する。</p> <p data-bbox="174 1225 1111 1393">(2) 返納金・損害賠償金に関わらず、発生した債権の早期回収に取り組むとともに、各種催告、弁護士名による催告、保険者間調整の積極的な実施、及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。</p>	<p data-bbox="1144 212 1783 244">6. 柔道整復施術療養費等における照会業務の強化</p> <p data-bbox="1144 260 2085 483">(1) 柔道整復施術療養費について、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会や施術者に対する注意書の発行、及び適正受診の啓発を強化する。</p> <p data-bbox="1144 499 2063 627">(2) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会など、審査手順の標準化を推進する。</p> <p data-bbox="1144 643 2085 722">(3) 不正の疑いがある事案は厚生局への情報提供を行い、療養費の適正化を図る。</p> <p data-bbox="1144 738 2085 818">【KPI】柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする。</p> <p data-bbox="1144 890 2063 962">7. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進</p> <p data-bbox="1144 986 2085 1161">(1) 保険証未回収者に対しては保険証回収不能届による電話催告及び日本年金機構の資格喪失処理後、早期に協会けんぽから返納催告を行う。更に保険証未回収者及び喪失後受診による返納金の発生者が多い事業所に対する電話催告及び広報等の取り組みを強化する。</p> <p data-bbox="1144 1225 2085 1393">(2) 返納金・損害賠償金に関わらず、発生した債権の早期回収に取り組むとともに、各種催告、弁護士名による催告、保険者間調整の積極的な実施、及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。</p>

令和5年度	令和4年度
<p>【KPI】</p> <p>① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする。</p> <p>② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。</p> <p>7. 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <p>(1) マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を行う。</p> <p>(2) 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。</p> <p>(3) 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。</p> <p>【KPI】被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94%以上とする。</p> <p>8. オンライン資格確認の円滑な実施</p> <p>オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバーカード登録促進のための周知等を行う。</p> <p>9. 業務改革の推進</p> <p>(1) 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。</p> <p>(2) 職員の意識改革促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と実践の徹底により、生産性の向上を推進する。</p>	<p>【KPI】</p> <p>① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする。</p> <p>② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。</p> <p>8. 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <p>(1) マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を行う。</p> <p>(2) 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。</p> <p>(3) 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。</p> <p>【KPI】被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を93.4%以上とする。</p> <p>9. オンライン資格確認の円滑な実施</p> <p>オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバーカード登録促進のための周知等を行う。</p> <p>10. 業務改革の推進</p> <p>(1) 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。</p> <p>(2) 職員の意識改革促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化による生産性の向上を推進する。</p>

令和5年度	令和4年度
<p data-bbox="181 212 1111 339">(3) 新業務システム（令和5年1月に導入）の効果を最大化するために、新たな業務フローを踏まえた柔軟かつ最適な事務処理体制等の整備を推進する。</p> <p data-bbox="170 403 1005 435">10. 震災に対する協会けんぽ業務取扱いに基づく関連業務の実施</p> <p data-bbox="181 451 904 483">(1) 健康保険一部負担金免除証明書の迅速な発行を行う。</p> <p data-bbox="181 499 1088 579">(2) 医療機関等への健康保険一部負担金免除証明書の確認に関する周知を行う。</p> <p data-bbox="181 595 904 627">(3) 健康保険一部負担金還付金の迅速な支給決定を行う。</p> <p data-bbox="181 643 1072 722">(4) 東日本大震災に伴う自己負担相当額還付金（生活習慣病予防健診、特定健康診査）の迅速な支給決定を行う。</p>	<p data-bbox="1144 403 1980 435">11. 震災に対する協会けんぽ業務取扱いに基づく関連業務の実施</p> <p data-bbox="1155 451 1879 483">(1) 健康保険一部負担金免除証明書の迅速な発行を行う。</p> <p data-bbox="1155 499 2063 579">(2) 医療機関等への健康保険一部負担金免除証明書の確認に関する周知を行う。</p> <p data-bbox="1155 595 1879 627">(3) 健康保険一部負担金還付金の迅速な支給決定を行う。</p> <p data-bbox="1155 643 2047 722">(4) 東日本大震災に伴う自己負担相当額還付金（生活習慣病予防健診、特定健康診査）の迅速な支給決定を行う。</p>

令和5年度	令和4年度
<p>II. 戦略的保険者機能関係</p> <p>1. データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <p>（1）特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <p>A. 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：269,130人）</p> <p>（a）生活習慣病予防健診 受診率 62.0% （受診見込者数：166,860人）</p> <p>（b）事業者健診データ 取得率 11.8% （取得見込者数：31,757人）</p> <p>B. 被扶養者（受診対象者数：67,350人）</p> <p>（a）特定健康診査 受診率 42.5% （受診見込者数：28,556人）</p> <p>C. 健診の受診勧奨対策</p> <p>（a）新規適用事業所に生活習慣病予防健診の受診勧奨を行う。</p> <p>（a）生活習慣病予防健診未受診事業所、新規適用事業所に対する受診勧奨を健診実施機関に委託する。</p> <p>（b）主に上記（a）の勧奨時に使用する支部独自の内容を盛り込んだ視認性の高い冊子を作成する。</p> <p>（c）生活習慣病予防健診実施機関の少ない県南及び相双地域において、集合型バス健診を実施する。</p> <p>（d）県や労働局との三者連名文書による事業者健診データの取得勧奨を外部委託機関で実施するとともに、健診機関へのデータ提供勧奨・進捗管理を保健グループ内で徹底し、確実にデータを取得する。</p> <p>（e）健診推進経費を活用し、事業者健診データの早期提供を健診機関に促す。</p>	<p>II. 戦略的保険者機能関係</p> <p>1. データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <p>（1）特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <p>A. 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：273,384人）</p> <p>（a）生活習慣病予防健診 受診率 61.5% （受診見込者数：168,131人）</p> <p>（b）事業者健診データ 取得率 9.6% （取得見込者数：26,244人）</p> <p>B. 被扶養者（受診対象者数：67,816人）</p> <p>（a）特定健康診査 受診率 38.1% （受診見込者数：25,837人）</p> <p>C. 健診の受診勧奨対策</p> <p>（a）新規適用事業所に生活習慣病予防健診の受診勧奨を行う。</p> <p>（b）生活習慣病予防健診未受診事業所、新規適用事業所に対する受診勧奨を健診実施機関に委託する。</p> <p>（c）生活習慣病予防健診実施機関の少ない県南及び相双地域において、集合型バス健診を実施する。</p> <p>（d）県や労働局との三者連名文書による事業者健診データの取得勧奨を外部委託機関で実施するとともに、健診機関へのデータ提供勧奨・進捗管理を保健グループ内で徹底し、確実にデータを取得する。</p> <p>（e）健診推進経費を活用し、事業者健診データの早期提供を健診機関に促す。</p>

令和5年度	令和4年度
<p>(f) 新規被扶養者に対する受診勧奨のため、視認性の高い広報媒体を作成する。</p> <p>(g) 各市町村の集団健診日程終了後に、ダイレクトメールにより残された受診機会（施設健診等）の案内を行う。</p> <p>(h) 福島県内13市と連携し、がん検診と特定健診の同時受診を促す広報媒体を作成する。</p> <p>(i) 市町村集団健診と重ならない時期に、公民館等で支部独自健診を実施する。また、加入者の興味を引く「オプション健診」を付加することで受診率の向上を図る。</p> <p>(j) 市町村ホームページへの、協会けんぽ加入者向けの受診方法等の掲載を依頼する。</p> <p>(k) LINE公式アカウントにより、キャラクターを活用した分かりやすく親しみやすい内容での健康情報とタイムリーな健診情報等の配信で、健康意識及び受診意欲の向上を図る。 また、各種広報や関係機関への依頼等により登録者数の増加を図る。</p> <p>(l) 総合工事業をはじめとする健康課題が多い業態の業界団体に対し、会員への周知広報や受診勧奨について、訪問等による協力依頼を行う。</p> <p>【KPI】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 生活習慣病予防健診受診率を 62.0%以上とする。 ② 事業者健診データ取得率を 11.8%以上とする。 ③ 被扶養者の特定健診受診率を 42.5%以上とする。 	<p>(f) 新規被扶養者に対する受診勧奨のため、視認性の高い広報媒体を作成する。</p> <p>(g) 市町村集団健診の後半時期に受診勧奨ダイレクトメールを送付し、かけこみ受診を促すとともに、併せて施設健診も案内する。</p> <p>(h) 福島県内13市と連携し、がん検診と特定健診の同時受診を促す広報媒体を作成する。</p> <p>(i) 市町村集団健診と重ならない時期に、ショッピングセンター等で支部独自健診を企画する。併せて、同会場で行う「オプション健診」を加入者の興味を引く内容で実施する。</p> <p>(j) 市町村ホームページに、協会けんぽ加入者向けの受診方法等の掲載を依頼する。</p> <p>(k) LINE公式アカウントを活用し健診情報等の配信を行う。</p> <p>(l) 健診・保健指導カルテ等の活用により受診率の低い業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。</p> <p>【KPI】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 生活習慣病予防健診受診率を 61.5%以上とする。 ② 事業者健診データ取得率を 9.6%以上とする。 ③ 被扶養者の特定健診受診率を 38.1%以上とする。

令和5年度	令和4年度
<p>(2) 特定保健指導の実施率の向上</p> <p>A. 被保険者（特定保健指導対象者数：40,500人）</p> <p>(a) 特定保健指導 実施率 38.7%（実施見込者数：15,675人）</p> <p>(内訳) 協会保健師実施分 25.4%（実施見込者数：10,289人）</p> <p>アウトソーシング分 13.2%（実施見込者数：5,386人）</p> <p>B. 被扶養者（特定保健指導対象者数：2,688人）</p> <p>(a) 特定保健指導 実施率 6.5%（実施見込者数：175人）</p> <p>C. 保健指導の受診勧奨対策</p> <p>(a) 生活習慣病予防健診と一緒に特定保健指導を実施できる機関との新規契約を進める。</p> <p>(b) 健診と併せた特定保健指導実施を事業所や加入者向けに周知する広報物を作成し、当日保健指導の利用促進を図る。</p> <p>(c) 特定保健指導実施機関会議を開催し、初回面談数増加及び保健指導の質の向上を促す。</p> <p>(d) 健診機関による特定保健指導の課題解決を行い月次進捗管理の徹底を図る。</p> <p>(e) 情報通信技術（Web会議システム）を活用した遠隔による特定保健指導を実施することにより、対象者の利便性の向上を図る。</p> <p>(f) 支部独自健診会場における健診当日の被扶養者特定保健指導を健診実施機関もしくは支部保健師において実施する。また、同会場における後日の特定保健指導も企画する。</p> <p>(g) 被扶養者に対し支部窓口で行う特定保健指導を、対象者の希望日時で幅広く実施する。</p> <p>(h) 健康課題の多い相双地域において集合型の特定保健指導を実施し、加入者の生活習慣改善および特定保健指導実施率の向上を図る。</p>	<p>(2) 特定保健指導の実施率の向上</p> <p>A. 被保険者（特定保健指導対象者数：39,815人）</p> <p>(a) 特定保健指導 実施率 34.6%（実施見込者数：13,783人）</p> <p>(内訳) 協会保健師実施分 22.5%（実施見込者数：8,959人）</p> <p>アウトソーシング分 12.1%（実施見込者数：4,824人）</p> <p>B. 被扶養者（特定保健指導対象者数：2,430人）</p> <p>(a) 特定保健指導 実施率 6.5%（実施見込者数：158人）</p> <p>C. 保健指導の受診勧奨対策</p> <p>(a) 生活習慣病予防健診と一緒に特定保健指導を実施できる機関との新規契約を進める。</p> <p>(b) 健診と一緒に特定保健指導実施を事業所や加入者向けに周知する広報物を作成し、当日保健指導の利用促進を図る。</p> <p>(c) 特定保健指導実施機関会議を開催し、初回面談数増加及び保健指導の質の向上を促す。</p> <p>(d) 健診機関による特定保健指導の課題解決を行い月次進捗管理の徹底を図る。</p> <p>(e) 情報通信技術（Web会議システム）を活用した遠隔による特定保健指導を実施することにより、対象者の利便性の向上を図る。</p> <p>(f) 支部独自健診会場における健診当日の被扶養者特定保健指導を健診実施機関もしくは支部保健師において実施する。また、同会場における後日の特定保健指導も企画する。</p> <p>(g) 被扶養者に対し支部窓口で行う特定保健指導を、対象者の希望日時で幅広く実施する。</p> <p>(h) 健康課題の多い相双地域において集合型の特定保健指導を実施し、加入者の生活習慣改善および特定保健指導実施率の向上を図る。</p>

令和5年度	令和4年度
<p>(h) 腹囲が基準値付近で特定保健指導未実施の者等に対し、自発的な活動を促すダイレクトメールを送付することで特定保健指導の対象者減少を図る。</p> <p>【KPI】</p> <p>① 被保険者の特定保健指導の実施率を 38.7%以上とする。</p> <p>② 被扶養者の特定保健指導の実施率を 6.5%以上とする。</p> <p>(3) 重症化予防対策の推進</p> <p>A. 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 2,000人</p> <p>(a) 保健師による特定保健指導の事業所訪問時に、その他保健事業として重症域の対象者への指導、受診勧奨を行う。</p> <p>(b) 二次勧奨対象者に対し、個人のリスク等を記載した個別性の高い勧奨文書を作成し、効果的な受診勧奨を行う。 また一次勧奨対象者に対し、リマインド通知を送付する。</p> <p>(c) 二次勧奨で保健師による訪問及び電話勧奨を行う。</p> <p>(d) 健診結果に同封できる症状別のチラシを作成し、健診実施機関で活用いただくことで早期受診に繋げる。 また、ホームページにも掲載し加入者へも広報する。</p> <p>(e) 医療機関への受診や保健指導が必要な者に対し、事業所担当者が対象者に対する説明時に活用できる広報資材を作成し、健康宣言事業所を中心に展開する。</p>	<p>【KPI】</p> <p>① 被保険者の特定保健指導の実施率を 34.6%以上とする。</p> <p>② 被扶養者の特定保健指導の実施率を 6.5%以上とする。</p> <p>(3) 重症化予防対策の推進</p> <p>A. 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 2,000人</p> <p>(a) 保健師による特定保健指導の事業所訪問時に、その他保健事業として重症域の対象者への指導、受診勧奨を行う。</p> <p>(b) 二次勧奨対象者に対し、個人のリスク等を記載した個別性の高い勧奨文書を作成し、効果的な受診勧奨を行う。 また一次勧奨対象者に対し、リマインド通知を送付する。</p> <p>(c) 二次勧奨で保健師による電話勧奨を行う。</p> <p>(d) 健診結果に同封できる症状別のチラシを作成し、健診実施機関で活用いただくことで早期受診に繋げる。 また、ホームページにも掲載し加入者へも広報する。</p>

令和5年度	令和4年度
<p>B. 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 かかりつけ医と連携した糖尿病性腎症重症化予防の個別指導と「慢性腎臓病（CKD）予防連携システム」の運用を実施する。</p> <p>C. 福島県版健康データベース事業による分析結果から、健康課題が多い地区の加入者に対して行動変容（生活習慣改善等）を促す内容の通知書を発行する。</p> <p>C. 生活習慣病予防健診の対象者のうち、特定保健指導の対象とならない40歳未満で健康課題が多い者に対し、行動変容を促す効果的な通知を発行する。</p> <p>【KPI】受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上とする。</p> <p>（4）コラボヘルスの推進 健康事業所宣言の取り組み支援の体制強化による質の確保と、関係機関と連携した宣言事業所数の拡大に努め、宣言事業所に対するフォローアップの強化を図る。</p> <p>A. 宣言事業所に対し取り組み支援として、関係団体と連携したセミナー講師派遣を行うことに加え加入者の健康意識の向上、意識醸成を目的として出前講座の提供、レンタル健康機器の貸出及び支部で保有する健康づくりに関するDVDの貸出を行う。また、好事例の横展開を目的として、健康づくりに積極的な事業所の取組内容をまとめた「取組事例集」健康づくりに積極的な事業所の取組内容を掲載した広報物を作成、配布し職場の健康づくりの底上げを図る。</p> <p>B. 「令和5年度ふくしま健康経営優良事業所」及び「経済産業省の健康経営優良法人2024」の認定を目指す宣言事業所に対し取り組み支援を</p>	<p>B. 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 かかりつけ医と連携した糖尿病性腎症重症化予防の個別指導と「慢性腎臓病（CKD）予防連携システム」の運用を実施する。</p> <p>C. 福島県版健康データベース事業による分析結果から、健康課題が多い地区の加入者に対して行動変容（生活習慣改善等）を促す内容の通知書を発行する。</p> <p>【KPI】受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.4%以上とする。</p> <p>（4）コラボヘルスの推進 健康事業所宣言の取り組み支援の体制強化による質の確保と、関係機関と連携した宣言事業所数の拡大に努め、宣言事業所に対するフォローアップの強化を図る。</p> <p>A. 宣言事業所に対し取り組み支援として、関係団体と連携したセミナー講師派遣を行うことに加え加入者の健康意識の向上、意識醸成を目的として出前講座の提供、レンタル健康機器の貸出及び支部で保有する健康づくりに関するDVDの貸出を行う。また、好事例の横展開を目的として、健康づくりに積極的な事業所の取組内容をまとめた「取組事例集」を作成、配布し職場の健康づくりの底上げを図る。</p> <p>B. 「令和4年度ふくしま健康経営優良事業所」及び「経済産業省の健康経営優良法人2023」の認定を目指す宣言事業所に対し取り組み支援を</p>

令和5年度	令和4年度
<p>行う。</p> <p>C. 全宣言事業所に対して「事業所健康度カルテ」の発行を行い、意識醸成を図る。なお、10人以上の健診受診者のいる事業所については順位付けしたものとする。また、健康事業所宣言にエントリーしていない健康保険委員事業所への配布により宣言事業所数の増加を図る。</p> <p>D. 県認定制度「ふくしま健康経営優良事業所」の広報をとおした認定制度の普及、関係団体と連携した健康経営の普及を図る。</p> <p>E. 宣言事業所及びその従業員を対象とした健康づくりに関するWebセミナーを開催し、健康意識の向上を図る。</p> <p>E. 健康課題の多い地域については、中長期的な取り組みが必要であることから、県や自治体、保険者協議会等との協働による事業施策の検討を行う。</p> <p>F. 健康づくりの取組みをより効果的に実施するため、既存の宣言事業所についても基本モデルに沿ったものとするよう切り替えを進める。</p> <p>【KPI】健康宣言事業所数を 2,070 事業所以上とする。</p> <p>2. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <p>本部作成の広報基本方針及び令和6年度広報計画に基づき、支部広報計画を策定する。</p> <p>(1) 広報活動による理解促進</p> <p>各種広報ツールを効果的に活用した広報活動を展開し、理解促進を図る。</p> <p>A. メールマガジンによるタイムリーな情報提供を実施する。</p> <p>B. ホームページの利用数を高め広く加入者の周知に努める。</p> <p>C. 各種研修会やアンケート等により、加入者・事業主の要望を踏まえた</p>	<p>行う。</p> <p>C. 全宣言事業所に対して「事業所健康度カルテ」の発行を行い、意識醸成を図る。なお、10人以上の健診受診者のいる事業所については順位付けしたものとする。また、健康事業所宣言にエントリーしていない健康保険委員事業所への配布により宣言事業所数の増加を図る。</p> <p>D. 県認定制度「ふくしま健康経営優良事業所」の広報をとおした認定制度の普及、関係団体と連携した健康経営の普及を図る。</p> <p>E. 宣言事業所及びその従業員を対象とした健康づくりに関するWebセミナーを開催し、健康意識の向上を図る。</p> <p>【KPI】健康宣言事業所数を 1,940 事業所以上とする。</p> <p>2. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <p>加入者を対象とした理解度調査の前年度の結果や各種アンケート調査等の結果を踏まえて広報計画を策定する。</p> <p>(1) 広報活動による理解促進</p> <p>各種広報ツールを効果的に活用した広報活動を展開し、理解促進を図る。</p> <p>A. メールマガジンによるタイムリーな情報提供を実施する。</p> <p>B. ホームページの利用数を高め広く加入者の周知に努める。</p> <p>C. 各種研修会やアンケート等により、加入者・事業主の要望を踏まえた</p>

令和5年度	令和4年度
<p>取組に努める。</p> <p>D. 適正な届出・医療機関の適切な利用等、健康保険事業の円滑な実施を図るため広く加入者への積極的な広報の実施に努める。</p> <p>E. メディアを活用し、より多くの加入者への情報提供に努める。</p> <p>F. Web媒体を活用した「上手な医療機関のかかり方」、「インセンティブ制度の各種項目」について、事業に関する謎解き（体験型コンテンツ）を掲載し、理解の促進を図り、行動変容につなげる。</p> <p>F. 健康の理解促進を図るために五校の小学校において健康教室等を開催する。</p> <p>G. 加入者・事業主、健康保険委員等に幅広く情報発信をするため全支部共通広報資材（動画、パンフレット等）を積極的に活用した広報を行う。</p> <p>H. 令和5年度より本格的に実施する生活習慣病予防健診の自己負担の軽減等の「更なる保健事業の充実」について、引き続き、様々な広報機会を活用し、広報を行う。</p> <p>（2）健康保険委員を通じた理解促進</p> <p>A. 全支部共通広報資材等による情報提供を通じ、健康保険事業、協会けんぽの財政状況、健康づくり等について加入者、事業主の理解促進に努める。</p> <p>B. 関係団体（年金事務所等）と連携した講習会を開催する。</p> <p>C. 健康保険委員の表彰を通じ、広く活動の周知を行う。</p> <p>D. 効果的な勧奨を行い委嘱数拡大に努める。</p> <p>【KPI】全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を51.8%以上とする。</p>	<p>取組に努める。</p> <p>D. 適正な届出・医療機関の適切な利用等、健康保険事業の円滑な実施を図るため広く加入者への積極的な広報の実施に努める。</p> <p>E. メディアを活用し、より多くの加入者への情報提供に努める。</p> <p>F. Web媒体を活用した「上手な医療機関のかかり方」、「インセンティブ制度の各種項目」について、事業に関する謎解き（体験型コンテンツ）を掲載し、理解の促進を図り、行動変容につなげる。</p> <p>G. 健康の理解促進を図るために三校の小学校において健康教室等を開催する。</p> <p>（2）健康保険委員を通じた理解促進</p> <p>A. 広報誌、健康づくり手引き等による情報提供を通じ、健康保険事業、協会けんぽの財政状況、健康づくり等について加入者、事業主の理解促進に努める。</p> <p>B. 関係団体（年金事務所等）と連携した講習会を開催する。</p> <p>C. 健康保険委員の表彰を通じ、広く活動の周知を行う。</p> <p>D. 効果的な勧奨を行い委嘱数拡大に努める。</p> <p>【KPI】全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を51.2%以上とする。</p>

令和5年度	令和4年度
<p>3. ジェネリック医薬品の使用促進</p> <p>(1) ジェネリックカルテ等を活用し、阻害要因を分析・検証のうえ、更なる使用促進に向けた施策の検討を行う。</p> <p>(2) 県担当部局、関係機関等と連携し、医療機関・調剤薬局に対して各種協議会やタウンミーティング等を活用した情報提供・意見発信を行う。</p> <p>(3) 個別の医療機関・調剤薬局に対して見える化ツールを活用し、効果的なアプローチを行う。</p> <p>(4) ジェネリック医薬品軽減額通知を送付する。</p> <p>(5) 加入者への啓発広報、希望シールを配布する。</p> <p>(6) 医療機関の窓口負担免除対象者に対し、保険料負担の軽減につながる旨のチラシを作成し、免除証明書に同封のうえ送付する。</p> <p>(7) ジェネリック医薬品の使用を特に促進したい加入者層へ啓発広報物を配布する。</p> <p>【KPI】協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（※）を対前年度以上とする。※医科、DPC、歯科、調剤</p> <p>4. インセンティブ制度の着実な実施</p> <p>(1) 制度について広報媒体を活用し、事業所、加入者に対して広く丁寧な周知を行う。</p> <p>(2) 令和4年度の実施結果を迅速に検証し、その後の施策の検討を行うことにより、上位1/3の支部に入ることを目指す。</p> <p>5. 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度に係る意見発信</p> <p>(1) 関係団体や各種調整会議等において医療費データ等を活用した効果的</p>	<p>3. ジェネリック医薬品の使用促進</p> <p>(1) ジェネリックカルテ等を活用し、阻害要因を分析・検証のうえ、更なる使用促進に向けた施策の検討を行う。</p> <p>(2) 県担当部局、関係機関等と連携し、医療機関・調剤薬局に対して種協議会やタウンミーティング等を活用した情報提供・意見発信を行う。</p> <p>(3) 個別の医療機関・調剤薬局に対して見える化ツールを活用し、効果的なアプローチを行う。</p> <p>(4) ジェネリック医薬品軽減額通知を送付する。</p> <p>(5) 加入者への啓発広報、希望シールを配布する。</p> <p>(6) 医療機関の窓口負担免除対象者に対し、保険料負担の軽減につながる旨のチラシを作成し、免除証明書に同封のうえ送付する。</p> <p>【KPI】協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（※）を対前年度以上とする。※医科、DPC、歯科、調剤</p> <p>4. インセンティブ制度の着実な実施</p> <p>(1) 制度について広報媒体を活用し、事業所、加入者に対して広く丁寧な周知を行う。</p> <p>(2) 令和3年度の実施結果を迅速に検証し、その後の施策の検討を行うことにより、上位1/3の支部に入ることを目指す。</p> <p>5. 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度に係る意見発信</p> <p>(1) 関係団体や各種調整会議等において医療費データ等を活用した効果的</p>

令和5年度	令和4年度
<p>な意見発信を行う。</p> <p>(2) 他保険者と連携した調査分析の実施を行う。</p> <p>(3) 医療に係る分析結果について、加入者や事業主へ情報提供を行う。</p> <p>【KPI】効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を行う。</p> <p>6. 調査研究の推進</p> <p>(1) データを活用した分析を実施し、その研究成果を学会等で発表するなどの意見発信を行う。また、研究成果を活用し、中長期での具体的な事業の検討を行う。</p> <p>(2) 福島県版健康データベース事業による分析結果を活用した事業運営の実施を検討する。</p>	<p>な意見発信を行う。</p> <p>(2) 他保険者と連携した調査分析の実施を行う。</p> <p>(3) 医療に係る分析結果について、加入者や事業主へ情報提供を行う。</p> <p>【KPI】効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を行う。</p> <p>6. 調査研究の推進</p> <p>(1) データを活用した分析を実施し、その研究成果を学会等で発表するなどの意見発信を行う。また、研究成果を活用し、中長期での具体的な事業の検討を行う。</p> <p>(3) 福島県版健康データベース事業による分析結果を活用した事業運営の実施を検討する。</p>

令和5年度	令和4年度
<p>Ⅲ. 組織・運営体制関係</p> <p>1. 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <p>(1) 保険者機能強化を図るために企画業務の強化を図る。</p> <p>(2) 事務の効率化を目的とした山崩し方式の定着化と実践の徹底を図る。</p> <p>2. 人事評価制度の適正な運用</p> <p>研修等により人事評価制度の理解を深め、目標設定や結果評価等の適正な運用に努める。</p> <p>3. OJTを中心とした人材育成</p> <p>(1) 「OJT (On the Job Training)」を中心に「集合研修」「自己啓発」を組み合わせることで、関係機関との調整・協働、適切な意見発信などができる人材育成に努め、組織基盤の底上げに努める。</p> <p>(2) 職員一人ひとりが成長意欲を持ち、日々の業務を通じて職員を育てる組織風土の醸成に努める。</p> <p>4. 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <p>(1) 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。参加が予想される業者に広くPRを行う等周知に努める他、十分な公告期間や履行期間の確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。また、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。</p> <p>(2) 職員に対してコスト意識の徹底を図り、経費節減に努める。</p>	<p>Ⅲ. 組織・運営体制関係</p> <p>1. 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <p>(1) 保険者機能強化を図るために企画業務の強化を図る。</p> <p>(2) 事務の効率化を目的とした山崩し方式の定着化を図る。</p> <p>2. 人事評価制度の適正な運用</p> <p>研修等により人事評価制度の理解を深め、目標設定や結果評価等の適正な運用に努める。</p> <p>3. OJTを中心とした人材育成</p> <p>(1) 「OJT (On the Job Training)」を中心に「集合研修」「自己啓発」を組み合わせることで、関係機関との調整・協働、適切な意見発信などができる人材育成に努め、組織基盤の底上げに努める。</p> <p>(2) 職員一人ひとりが成長意欲を持ち、日々の業務を通じて職員を育てる組織風土の醸成に努める。</p> <p>4. 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <p>(1) 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。参加が予想される業者に広くPRを行う等周知に努める他、十分な公告期間や履行期間の確保、複数者からの見積書の聴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。また、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。</p> <p>(2) 職員に対してコスト意識の徹底を図り、経費節減に努める。</p>

令和5年度	令和4年度
<p>【KPI】一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。</p> <p>5. コンプライアンスの徹底</p> <p>(1) 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。</p> <p>(2) 年2回のコンプライアンス委員会の定期開催に加え、必要な都度、委員会を開催してコンプライアンスに係る取組みの検討、審議等を行うことにより、コンプライアンスの更なる推進を図る。</p> <p>6. リスク管理</p> <p>大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。また、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制の構築に努める。</p>	<p>【KPI】一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。</p> <p>5. コンプライアンスの徹底</p> <p>法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。</p> <p>6. リスク管理</p> <p>大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。また、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制の構築に努める。</p>